

保育一元・幼保一元特区

都道府県名：

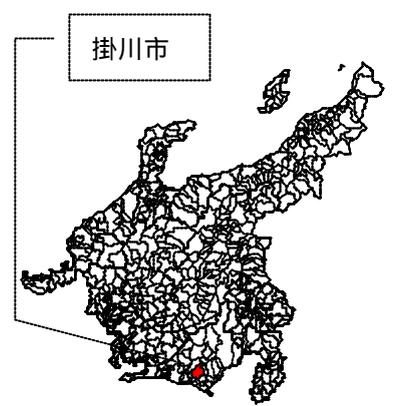
静岡県

申請主体名：

掛川市

区域の範囲：

掛川市の全域



特区の概要：

平成12年に策定した「掛川市幼児教育振興計画」に則り、就学前の児童に保育園・幼稚園の区別なく同一の場所で同一内容の保育を実施し、質の高い幼児教育を保障していくため、現在、市内の公私立幼稚園・保育園の再編成を進めており、これと合わせ、幼稚園児と保育園児の合同活動を可能とし、より質の高い幼児教育・保育を展開する。

適用される規制の特例措置：

- ・ 幼稚園児と保育園児の合同活動
- ・ 保育事務の教育委員会への委任

